

**犯罪収益移転防止に関する  
年次報告書  
(令和3年)**

**概要版**

本資料は、犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和3年）を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については、年次報告書の全体版を御覧ください。

## 目次

1. 我が国のマネー・ローンダリング対策等の沿革	.....	①
2. マネー・ローンダリング対策等に関する法制度	.....	②
3. 犯罪収益移転防止法の概要	.....	③
4. 特定事業者による措置	.....	④
5. 疑わしい取引の届出	.....	⑤ ⑥
6. マネー・ローンダリング事犯の検挙状況	.....	⑦
7. 起訴前の没収保全状況	.....	⑧
8. 犯罪収益移転防止法違反の検挙状況	.....	⑨
9. 報告徴収・意見陳述等の実施状況	.....	⑩
10. 国際的な連携の推進	.....	⑪ ⑫
11. 外国 F I U との情報交換	.....	⑬
12. F A T F 第 4 次対日相互審査	.....	⑭

# 1. 我が国のマネー・ローンダリング対策等の沿革（第1章）

マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為をいう。このような行為を放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され組織的な犯罪を助長するとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えることから、我が国は、国際社会と歩調を合わせてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を図ってきたところであり、その主な沿革は、以下のとおりである。

国際的な動き	日本国内の動き
昭和63年12月 <b>麻薬新条約の採択</b> (薬物犯罪収益に係るマネー・ローンダリングの犯罪化を義務付け)	平成4年7月 <b>麻薬特例法の施行</b> (薬物犯罪収益に係るマネー・ローンダリングの犯罪化、疑わしい取引の届出制度の創設)
平成元年7月 <b>アルシュ・サミット</b> (FATF設置の採択)	平成12年2月 <b>組織的犯罪処罰法の施行</b> (前提犯罪を重大犯罪に拡大、日本版FIUを金融監督庁に設置等)
平成2年4月 <b>FATF(注1)「40の勧告」</b> (各国がとるべきマネー・ローンダリング対策の基準)を策定 ○金融機関による顧客の本人確認 ○疑わしい取引の金融規制当局への報告	平成14年7月 <b>テロ資金提供処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行</b> (前提犯罪にテロ資金提供等の罪を追加等)
平成8年6月 <b>FATF「40の勧告」を一部改訂</b> (前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け)	平成15年1月 <b>金融機関等本人確認法の施行</b> (金融機関等による顧客等の本人確認義務の法定化)
平成10年5月 <b>バーミンガム・サミット</b> (FIUの設置について合意)	平成19年3月 <b>犯罪収益移転防止法の成立</b> 4月 <b>犯罪収益移転防止法の一部施行</b> (FIU(注2)移管(金融庁⇒国家公安委員会・警察庁))
平成11年12月 <b>テロ資金供与防止条約の採択</b> (テロ資金提供・収集行為の犯罪化を義務付け)	平成25年4月 <b>改正犯罪収益移転防止法の全面施行</b> (取引時確認等を的確に行うための措置の追加、特定事業者の追加、預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則の強化等)
平成15年6月 <b>FATF「40の勧告」を再改訂</b> (非金融業者・職業専門家への勧告の適用)	平成27年10月 <b>国際テロリスト財産凍結法の施行</b>
平成20年10月 <b>FATF第3次対日相互審査</b> (顧客管理に関する勧告他9項目について「不履行(NC)」との評価)	平成28年10月 <b>改正犯罪収益移転防止法の全面施行</b> (疑わしい取引の判断方法の明確化、事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充、コルレス契約締結時の厳格な確認等)
平成26年6月 <b>日本に関するFATF声明の公表</b> (マネー・ローンダリング対策等の不備への迅速な対応を要請)	平成29年4月 <b>改正犯罪収益移転防止法の施行</b> (仮想通貨交換業者を特定事業者に追加) ※令和元年5月の法改正により、「仮想通貨」の用語を「暗号資産」に変更
平成27年6月 <b>G7エルマウ・サミット</b> (仮想通貨等への適切な規制の導入等を宣言)	令和3年7月 <b>改正犯罪収益移転防止法の施行(カジノ事業者を特定事業者に追加)</b> 8月 <b>「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」の公表</b>
令和3年8月 <b>FATF第4次対日相互審査</b> (金融機関等に対する監督やマネロン・テロ資金供与に係る捜査・訴追等への指摘)	

(注1) FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会)・・・マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するために設置された政府間会合

(注2) FIU (Financial Intelligence Unit : 資金情報機関)・・・マネー・ローンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等へ提供する機関

## 2. マネー・ローンダリング対策等に関する法制度（第2章）

我が国のマネー・ローンダリング対策等に関する法制度は、次の4点を柱としている。

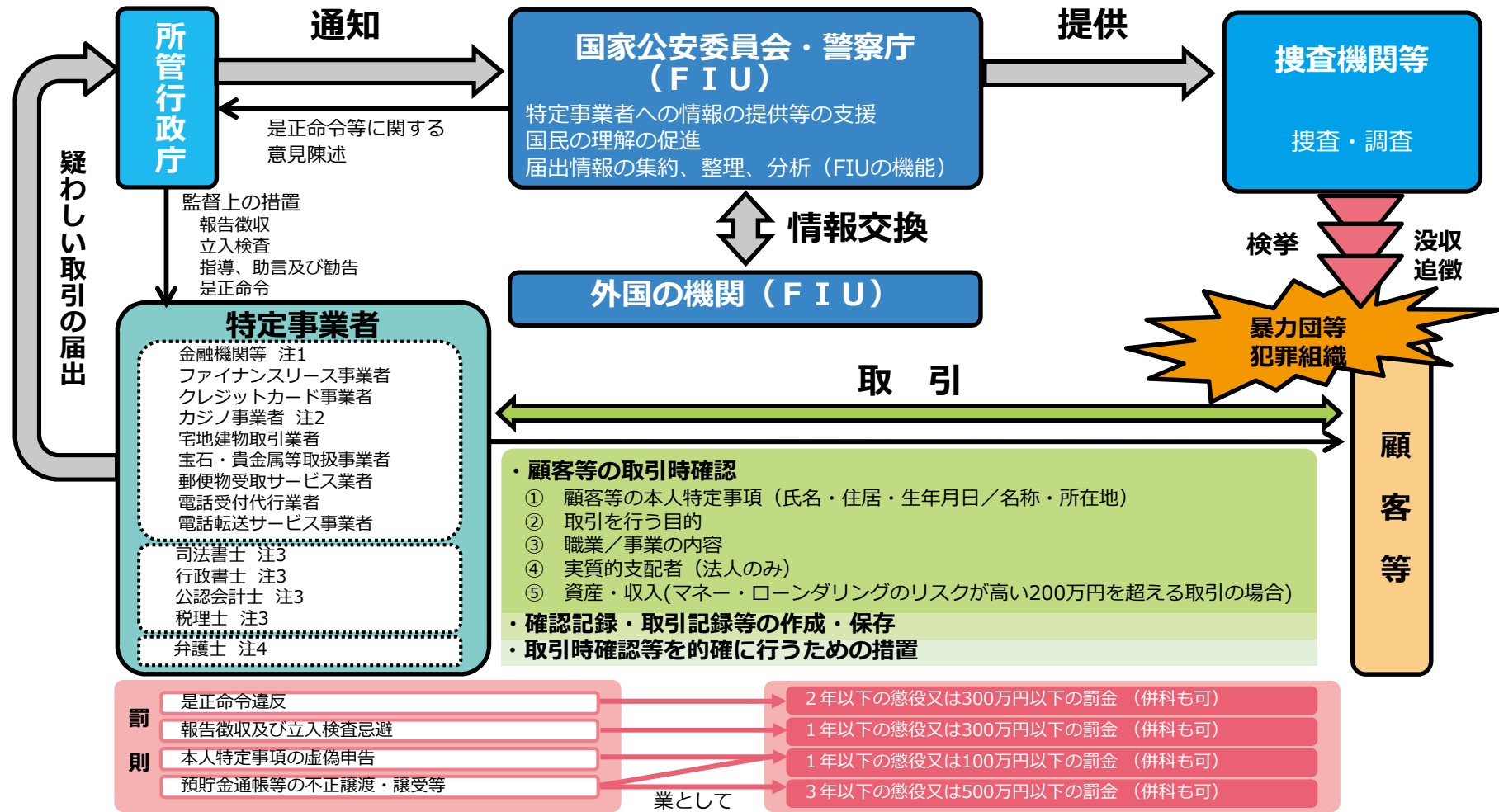
- ① 一定の範囲の事業者顧客管理その他の防止措置を義務付けること
- ② マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
- ③ 犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとする
- ④ テロリズムに対する資金供与を防止すること

①は犯罪収益移転防止法及び外為法で、②と③は主に組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法で、④はテロ資金提供処罰法、外為法及び国際テロリスト財産凍結法で、それぞれ措置されている。

<b>目的</b>	○国民生活の安全と平穩の確保	○経済活動の健全な発展に寄与	
<b>措置</b>	○事業者への防止措置の義務付け ○犯罪による収益の剥奪	○マネー・ローンダリングの処罰 ○テロリズムに対する資金供与の防止	
<b>防止規定</b>	<b>犯罪収益移転防止法</b>		
	顧客等の取引時確認	記録等の作成・保存	疑わしい取引の届出
<b>防止規定</b>	<b>外為法</b>		
	顧客等の本人確認	記録の作成・保存	
<b>取締規定</b>	<b>組織的犯罪処罰法</b>		<b>麻薬特例法</b>
	<b>マネー・ローンダリングの処罰</b>		
	法人等経営支配	(薬物) 犯罪収益等隠匿	(薬物) 犯罪収益等收受
	<b>(薬物) 犯罪収益等の剥奪</b>		
	没収	追徴	没収・追徴保全命令
<b>取締規定</b>	<b>テロ資金提供処罰法</b>	<b>外為法</b>	<b>国際テロリスト財産凍結法</b>
	テロリストへの資金提供者等を処罰	テロリスト等に対する資産凍結等	

### 3. 犯罪収益移転防止法の概要（第2章）

犯罪収益移転防止法は、一定の範囲の事業者（特定事業者）による顧客等の取引時確認、記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、犯罪による収益の移転防止のための制度を定めるものである。同法で定めるマネー・ローンダリング対策に係る各制度や関係機関・事業者間の関係は、以下のとおりである。



注1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。金融機関等とは、銀行、貸金業者、暗号資産交換業者等である。  
 注2 カジノ事業者による取引時確認等を的確に行うための措置については、特定複合観光施設区域整備法において別途定められている。  
 注3 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。  
 注4 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

## 4. 特定事業者による措置（第2章）

犯罪収益移転防止法上、特定事業者（弁護士を除く。）に義務付けられる措置の内容及び弁護士による本人特定事項の確認等に関する措置は、以下のとおりである。

義務付けられた措置 特定事業者 【2条2項】	取引時確認 【4条】	確認記録の作成・保存 【6条】	取引記録等の作成・保存 【7条】	疑わしい取引の届出 【8条】	コルレス契約締結時の厳格な確認 【9条】	外国為替取引に係る通知 【10条】	取引時確認等を的確に行うための措置 【11条】
金融機関等（1号～38号）	○	○	○	○	○ (業として為替取引を行うものに限る。)	○ (業として為替取引を行うものに限る。)	○ (注)
ファイナンスリース事業者(39号)							
クレジットカード事業者(40号)							
カジノ事業者(41号)							
宅地建物取引業者(42号)							
宝石・貴金属等取扱事業者(43号)							
郵便物受取サービス業者(44号)							
電話受付代行業者(44号)							
電話転送サービス事業者(44号)							
司法書士(46号)					○ (本人特定事項のみ)		
行政書士(47号)							
公認会計士(48号)							
税理士(49号)							
弁護士(45号)	司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】			×			司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】

注：カジノ事業者については、特定複合観光施設区域整備法において別途その義務が定められている。

## 5. 疑わしい取引の届出（第3章）

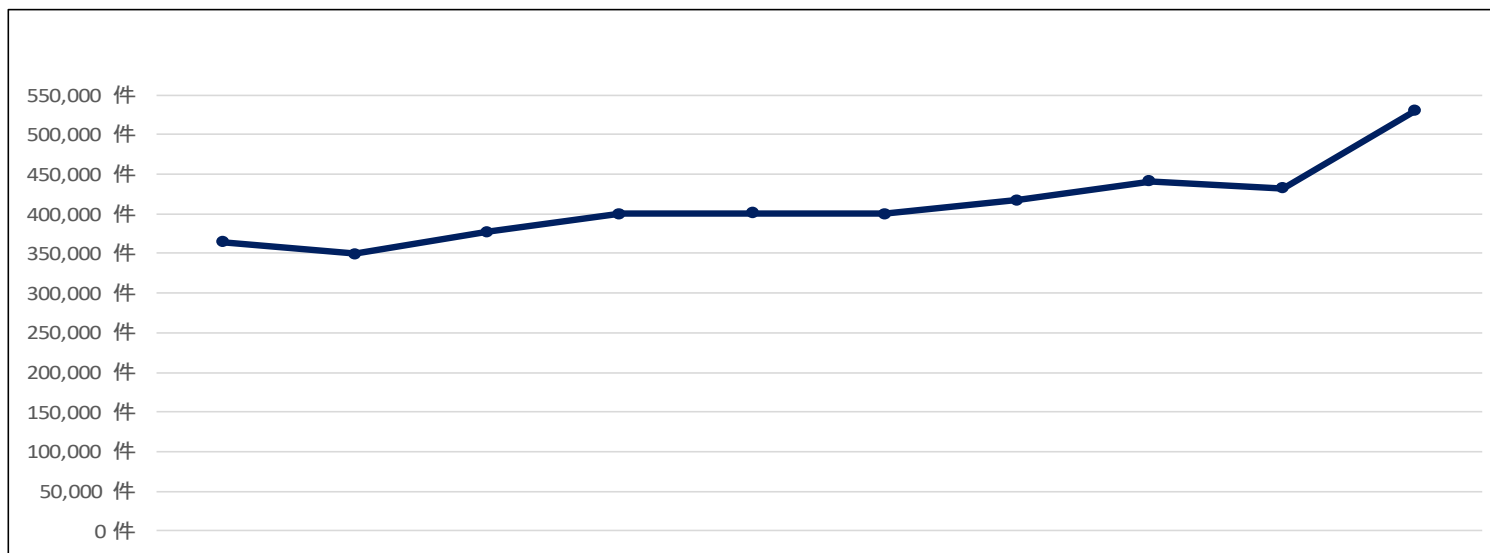
5

犯罪収益移転防止法上の特定事業者（士業者を除く。）は、犯罪による収益との関係が疑われる取引を所管行政庁に届け出ることが義務付けられている。

令和3年中に特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は53万件を超え、過去最多であった。

国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引の集約・整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯等に係る刑事事件の捜査等に資すると判断されるものを捜査機関等に提供しており、犯罪収益の発見、犯罪組織の実態解明及び犯罪収益関連犯罪の捜査等に活用されている。

### ○ 疑わしい取引の届出受理状況



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
届出受理件数	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091	400,043	417,465	440,492	432,202	530,150

### ○ 疑わしい取引の届出に関する情報の提供状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
提供件数	446,085	460,745	467,762	461,687	524,462

○ 都道府県警察における疑わしい取引の活用状況

1 捜査等において活用した疑わしい取引に関する情報数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
捜査等に活用した情報数	429,200	314,296	307,786	325,643	353,832

2 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件  
(端緒事件)

端緒事件の罪種	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
① 詐欺関連事犯		933	1004	933	873	855
② 不法滞在関連事犯		60	26	53	38	46
③ 組織的犯罪処罰法違反		17	17	34	30	41
④ 薬物事犯		42	42	39	45	39
⑤ 偽造関連事犯		12	7	15	8	17
⑥ ヤミ金融事犯		11	8	13	6	8
⑦ 風俗関連事犯		4	3	4	3	2
⑧ 賭博事犯		2	1	0	0	2
⑨ その他の刑法犯		8	5	12	12	18
⑩ その他の特別法犯		8	11	20	13	17
合計		1,097	1,124	1,123	1,028	1,045

3 疑わしい取引に関する情報を活用して検挙した事件  
(活用事件)

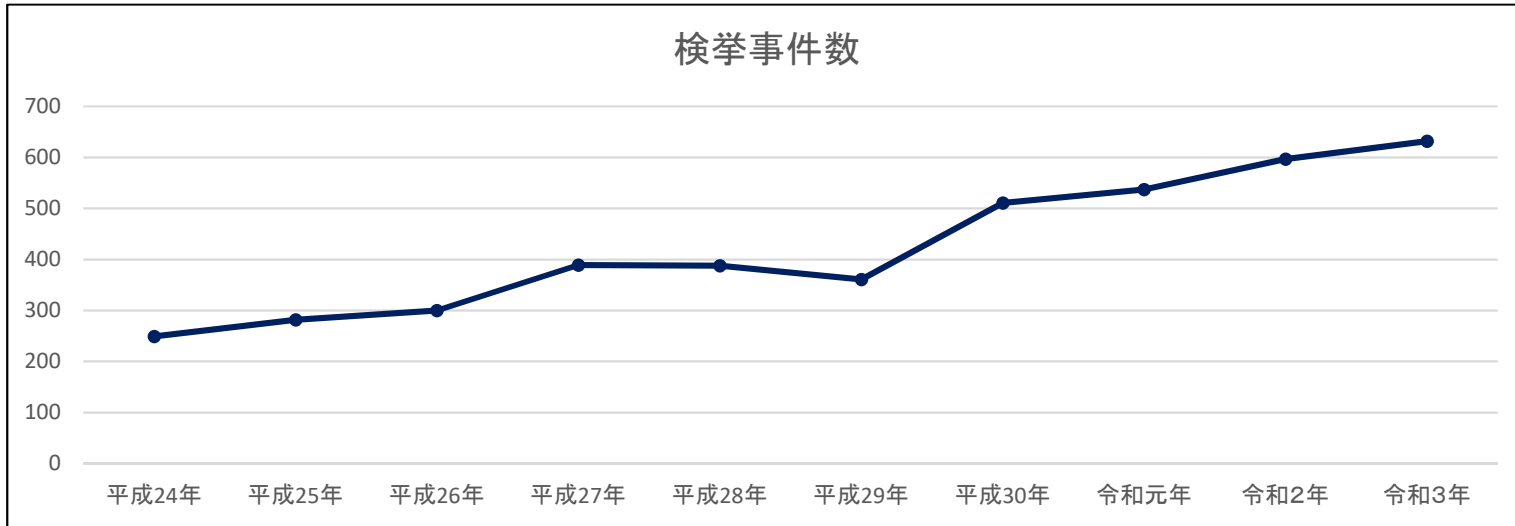
活用事件の罪種	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
① 詐欺関連事犯		391	400	493	589	647
② 不法滞在関連事犯		16	50	36	27	41
③ 組織的犯罪処罰法違反		15	18	37	40	37
④ 薬物事犯		64	89	175	224	240
⑤ 偽造関連事犯		15	18	19	23	42
⑥ ヤミ金融事犯		10	4	10	18	12
⑦ 風俗関連事犯		13	12	16	12	12
⑧ 賭博事犯		4	7	9	9	10
⑨ その他の刑法犯		90	150	244	373	366
⑩ その他の特別法犯		27	37	63	82	94
合計		645	785	1,102	1,397	1,501



## 6. マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（第4章）

我が国では、組織的犯罪処罰法に定める法人等経営支配、犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受並びに麻薬特例法に定める薬物犯罪収益等隠匿及び薬物犯罪収益等收受がマネー・ローンダリングとして犯罪化されている。

検挙事件数は以下のとおりである。



区分		年									
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
組織的 犯罪 処罰法	法人等事業経営支配 (9条)	0	2	1	2	0	2	1	0	2	0
	犯罪収益等隠匿 (10条)	158	171	180	234	268	240	377	378	413	461
	犯罪収益等收受 (11条)	80	99	112	145	112	111	126	150	182	162
	合計	238	272	293	381	380	353	504	528	597	623
麻薬 特例法	薬物犯罪収益等隠匿 (6条)	8	6	5	5	5	7	5	8	3	5
	薬物犯罪収益等收受 (7条)	3	4	2	3	3	1	2	1	0	4
	合計	11	10	7	8	8	8	7	9	3	9
総計		249	282	300	389	388	361	511	537	600	632

## 7. 起訴前の没収保全状況（第4章）

犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、犯罪による収益を剥奪することが重要であり、没収・追徴の判決が言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察は組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用し没収の実効性を確保している。

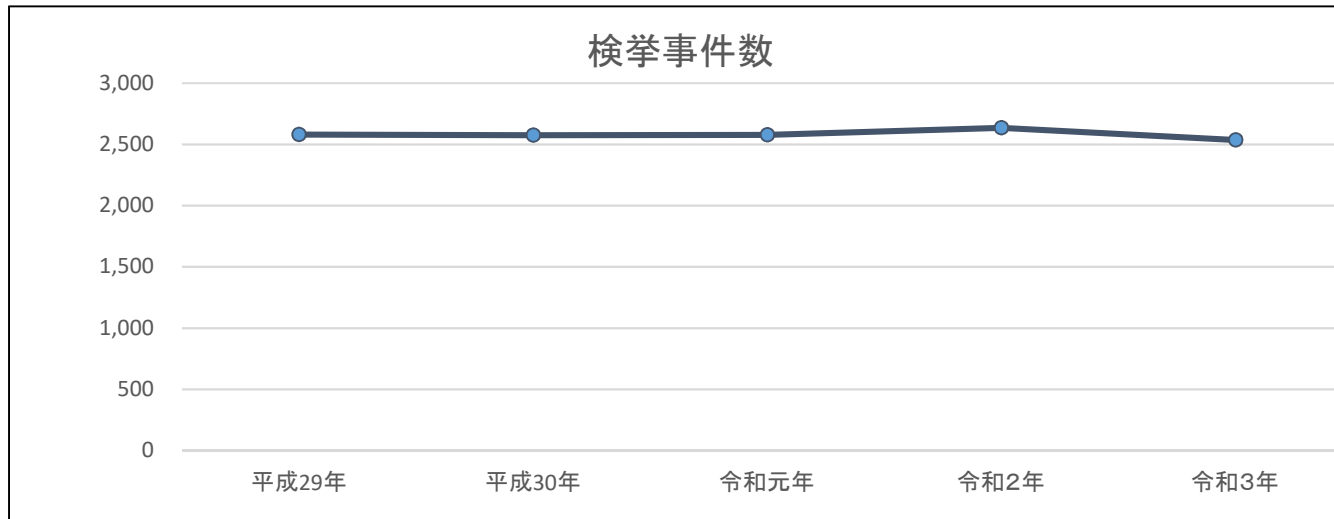
起訴前の没収保全命令の発出件数（警察官請求分）は、以下のとおりである。

組織的犯罪 処罰法	H29	H30	R1	R2	R3
件数	188	206	169	150	142
金銭債権等総額	1,341,301,078円	410,918,942円	348,965,441円	513,222,080円	507,211,792円
その他	腕時計 2個	金 1,266個 腕時計 2個	金地金 414個 ホーカーゲーム機9台	外貨 24,755ユーロ 暗号資産(XEM、BTC) 金地金 30個 ぱちんこ遊技機等70台	普通乗用車 3台 軽乗用車 1台 ビール券 70枚 商品券 500枚 ぱちんこ遊技機等 54台
麻薬特例法	H29	H30	R1	R2	R3
件数	11	17	8	18	24
金銭債権等総額	2,302,673円	48,408,554円	4,153,977円	12,684,518円	32,712,378円
その他		外貨1,000米ドル	外貨1,800米ドル 72台湾ドル 95.6リンギット		

## 8. 犯罪収益移転防止法違反の検挙状況（第4章）

不正に売買された預貯金通帳等は、特殊詐欺等の犯行ツールとして使用されるほか、犯罪による収益の隠匿（移転）にも用いられることから、これらを防ぐため、犯罪収益移転防止法には、預貯金通帳等の不正譲渡等に対する罰則が規定されている。

警察では、これらの行為の取締りを強化しており、犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数は、以下のとおりである。



区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
預貯金通帳等の譲渡等		2,523	2,519	2,479	2,539	2,446
預貯金通帳等の譲渡等（業として）		27	27	44	18	27
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引		31	27	27	32	11
為替取引カード等の譲渡等		0	0	27	35	26
暗号資産交換用情報の譲渡等		0	0	0	6	23
その他		0	4	0	4	2
総計		2,581	2,577	2,577	2,634	2,535

## 9. 報告徴収・意見陳述等の実施状況（第5章）

国家公安委員会・警察庁では、都道府県警察における特殊詐欺等の捜査の過程で、特定事業者（弁護士を除く。）が犯罪収益移転防止法に規定する取引時確認義務等に違反している疑いが認められた場合、当該特定事業者に対する報告徴収や当該特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述を行っている。また、意見陳述を受けた所管行政庁では、当該特定事業者が同法の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対して是正命令を発しており、それぞれの実施状況は、以下のとおりである。

		H29	H30	R1	R2	R3
報告徴収 実施件数		7	13	7	7	12
	郵便物受取 サービス業者	6	0	0	0	2
	電話転送 サービス事業者	1	12	7	7	8
	郵便物受取サービス 業者兼電話転送サー ビス事業者	0	1	0	0	2
所管行政庁 に対する 意見陳述 実施件数		7	11	8	7	14
	郵便物受取 サービス業者	7	2	0	0	4
	電話転送 サービス事業者	0	9	8	7	10
意見陳述 に基づく 是正命令 実施件数		1	1	1	2	4
	郵便物受取 サービス業者	1	1	0	0	0
	電話転送 サービス事業者	0	0	1	2	4

## 10. 国際的な連携の推進（第6章）

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講じることが不可欠である。

このため、国際社会においては、FATF、APG、エグмонт・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策等の国際的基準の策定、普及等が行われており、我が国もこれらの活動に積極的に参画している。

FATF、APG、エグмонт・グループの概要は以下のとおりである。

### ○ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

#### ○ 組織

マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、13年（2001年）の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

令和3年（2021年）末現在、我が国を含む37の国・地域及び2の国際機関が参加している。

#### ○ 活動内容

FATFの主な活動内容は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング対策等に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

#### ○ 相互審査

FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国等により構成される審査団を派遣して、審査対象国等におけるマネー・ローンダリング対策等の法制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング事犯の捜査状況等の様々な観点から、FATF勧告の遵守状況等について相互に審査している。

第4次対日相互審査については、後記「12.FATF第4次対日相互審査」のとおりである。

○ **APG (Asia/Pacific Group on Money Laundering  
: アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)**

○ **組織**

アジア・太平洋地域におけるマネー・ローンダリングリスクの増大に鑑み、国・地域間の協力、国際的基準の採択及びマネー・ローンダリング対策に取り組む国・地域に対する支援を推進するため、平成9年（1997年）2月、タイで開催されたFATF第4回アジア・太平洋マネー・ローンダリング・シンポジウムにおいて設置が決定された機関である。

令和3年（2021年）末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。

○ **活動内容**

APGの主な活動内容は、以下のとおりである

- ① アジア・太平洋地域におけるFATF勧告の実施の推奨・促進
- ② 同地域におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する法律の制定の促進
- ③ 同地域におけるマネー・ローンダリング対策等の実施状況の相互審査
- ④ 同地域におけるマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての情報交換、分析等

○ **エグモント・グループ**

○ **組織**

エグモント・グループは、平成7年（1995年）4月、マネー・ローンダリング対策に取り組んでいる各国FIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として、欧州主要国及び米国のFIUを中心的なメンバーとして発足した。

令和3年（2021年）末現在、我が国を含む167の国・地域のFIUが加盟している。

○ **活動内容**

エグモント・グループには、各国FIUの代表が一堂に会する年次会合のほか、以下のような作業部会がある。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の情報交換に関する作業部会
- ② 加盟審査、支援及び法令遵守に関する作業部会
- ③ 政策と手続に関する作業部会
- ④ 技術支援と訓練に関する作業部会

## 11. 外国 F I U との情報交換（第 6 章）

国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの間で、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

外国FIUとの情報交換の状況は、以下のとおりである。

### 1 国家公安委員会・警察庁と外国 F I U との情報提供要請件数

区分	年	H29	H30	R1	R2	R3
外国FIUに対する情報提供要請件数		201	255	201	214	170
外国FIUからの情報提供要請件数		66	72	61	47	63
合 計		267	327	262	261	233

### 2 国家公安委員会・警察庁と外国 F I U との自発情報提供件数

区分	年	H29	H30	R1	R2	R3
外国FIUに対する自発情報提供件数		48	101	111	152	207
外国FIUからの自発情報提供件数		69	68	85	67	76
合 計		117	169	196	219	283

### 3 外国 F I U から提供された情報を捜査機関等へ提供した件数

区分	年	H29	H30	R1	R2	R3
外国FIUから提供された情報を捜査機関等へ提供した情報の件数		139	103	151	162	142

## 12. FATF第4次対日相互審査（第6章）

14

FATF第4次対日相互審査は、令和元年10月から11月にかけて、審査団による現地調査が行われた。令和3年6月のFATF全体会合において我が国の相互審査報告書（MER）が採択され、同年8月30日に公表された。

「重点フォローアップ国」と評価された我が国は、相互審査報告書で指摘された事項の改善に取り組み、その改善状況を令和4年10月以降3回にわたり、FATF全体会合で報告しなければならない。

### 1 「TC審査（法令等の整備状況に関する審査）結果」

勧告	勧告の概要	評価	勧告	勧告の概要	評価
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	21	届出者の保護義務	C
2	国内関係当局間の協力	PC	22	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理	PC
3	資金洗浄の犯罪化	LC	23	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）による疑わしい取引の報告義務	PC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC	24	法人の実質的支配者	PC
5	テロ資金供与の犯罪化	PC	25	法的取極の実質的支配者	PC
6	テロリストの資産凍結	PC	26	金融機関に対する監督義務	LC
7	大量破壊兵器の拡散に關与する者への金融制裁	PC	27	監督当局の権限の確保	LC
8	非営利団体（NPO）の悪用防止	NC	28	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）に対する監督義務	PC
9	金融機関の守秘義務	C	29	FIUの設置義務	C
10	顧客管理	LC	30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC	31	捜査関係等資料の入手義務	LC
12	PEPs（重要な公的地位を有する者）	PC	32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC
13	コルレス契約	LC	33	包括的統計の整備	LC
14	代替的送金サービス	LC	34	ガイドラインの策定義務	LC
15	新技術の悪用防止	LC	35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
16	電信送金（送金人・受取人情報の付記義務）	LC	36	国連諸文書の批准	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A	37	法律上の相互援助、国際協力	LC
18	金融機関における内部管理規定の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	38	外国からの要請による資産凍結等	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	39	犯人引渡	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC

注：評価は、C（履行）、LC（概ね履行）、PC（一部履行）、NC（不履行）を示す。

### 2 「有効性審査（マネー・ローンダリング対策等の有効性に関する審査）結果」

有効性	有効性の概要	評価
1	マネロン／テロ資金リスクの評価	SE
2	国際協力	SE
3	金融機関等の監督	ME
4	金融機関等によるマネロン／テロ資金対策	ME
5	法人等の悪用防止	ME
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	SE
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	ME
8	マネロン収益の没収	ME
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	ME
11	大量破壊兵器の拡散に關与する者の資産凍結	ME

注：評価は、HE（High・高い）、SE（Substantial・十分）、ME（Moderate・中）、LE（Low・低い）を示す。